

小型移動式クレーン（つり上げ荷重5トン未満）運転技能講習

開 催 ご 案 内

岡山労働局長登録教習機関 岡労収基 0110 第13号
登録有効期間満了日 令和11年3月30日

一般社団法人 日本クレーン協会東中四国支部

〒700-0023 岡山市北区駅前町2丁目5番24号

TEL:086-226-0893 FAX:086-235-2955

ホームページ <https://crane-higashi.com/>

つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の小型移動式クレーン（トラッククレーン、積載型クレーン、ホイルクレーン、レッカー等）の運転資格として必要な法定の技能講習を次の要領で開催致します。

1. 開催日程及び会場 学科:水島クレーン教習所(倉敷市水島川崎通1丁目JFE構内)

実技:水島クレーン教習所(倉敷市水島川崎通1丁目JFE構内)

開 催 日 程		
第 1 日 (学科)	第 2 日 (学科)	第 3 日 (実技)
令和7年 5月12日(月) 8時50分～17時 水島クレーン教習所 倉敷市水島川崎通1丁目 JFE構内	5月13日(火) 8時50分～17時	令和7年 5月14日(水) 8時～17時 水島クレーン教習所 倉敷市水島川崎通1丁目 JFE構内
7月1日(火) 8時50分～17時 水島クレーン教習所	7月2日(水) 8時50分～17時	7月3日(木) 8時～17時 水島クレーン教習所
9月24日(水) 8時50分～17時 水島クレーン教習所	9月25日(木) 8時50分～17時	9月26日(金) 8時～17時 水島クレーン教習所
11月5日(水) 8時50分～17時 水島クレーン教習所	11月6日(木) 8時50分～17時	11月7日(金) 8時～17時 水島クレーン教習所
令和8年 1月19日(月) 8時50分～17時 水島クレーン教習所	1月20日(火) 8時50分～17時	令和8年 1月21日(水) 8時～17時 水島クレーン教習所
3月3日(火) 8時50分～17時 水島クレーン教習所	3月4日(水) 8時50分～17時	3月5日(木) 8時～17時 水島クレーン教習所

(注)

1) 受講日数は3日間で「第1日」は学科、「第2日」は学科及び学科試験、「第3日」は実技及び実技試験です。

2) 会場はいずれも駐車できますが、できるだけ乗合せてご利用下さい。

2. 受講者の取得する資格

小型移動式クレーン運転技能講習修了（労働安全衛生規則第41条、別表第3）

3. 受講の資格・受講科目の一部免除

受講者には資格制限はありません。

クレーン運転士免許者・床上操作式クレーン運転技能講習修了者・玉掛け技能講習修了者等には受講申込み時の申請により、受講科目の一部が免除されます。

免除申請者は申込書提出時に修了証等写を貼付の上、受講初日に原本をお持ち下さい。

4. 受講料等

受講料（税込）		テキスト代（税込）	合計金額（税込）
一般受講	25,300円		27,005円
一部免除者	24,200円	1,705円	25,905円

表示価格はすべて消費税10%です。

5. 申込方法

①申込書に所定事項を記入し、写真1枚(6ヶ月以内撮影、無背景、上三分身(胸の上)・無帽、横24mm、縦30mm、裏面に氏名を記入)を貼付、※1関係書類を添付の上、郵送してください。

※1・本人確認に必要な住所、氏名、生年月日を証明する書面の写し。(本人確認書類貼付欄の注意事項をよくご確認下さい。)

・受講科目一部免除者は必要な免許証・修了証の写し。

②受講料、テキスト代は受講日前までに、窓口に持参、下記口座に振込、現金書留のいずれかの方法で、お支払いください。なお、収納金については原則として払い戻し致しません。受講当日の支払はご遠慮下さいますようお願い致します。

〒700-0023 岡山市北区駅前町2丁目5番24号
いっぽんしゃだんほうじん にほんくわーん きょうかいひがしちゅうしこくしぶ
一般社団法人 日本クレーン協会 東中四国支部

TEL: 086-226-0893 FAX: 086-235-2955

受講料等の振込先 中国銀行富田町支店 普通預金 837130
ちゅうごくぎんこうとんだちょうしてん

(振込手数料は貴社負担でお願いします。)

- ・インボイス登録番号:T5-0106-0500-2518
- ・請求書・領收証が必要な場合は、申込時にお知らせください。(申込書が届き次第発行致します)

6. 申込期間と時間及び定員

申込順に受付け、受講票と開催会場の地図を送付します。締め切りは受講日の一週間前です。
受付時間は9時から17時まで、土曜日、日曜日、祝日は休みます。

定員は20名、定員になり次第締め切ります。最小開催人員10名。(人数が満たない場合は、中止又は日取りの変更をお願いすることがありますので、ご了承下さい。)

※講習日前日までに受講票がお手元に届かない場合は必ずご連絡ください。

7. 随時開催について

事業場又は団体等を単位に開催を希望される場合は、別途開催について協議致しますので当支部にお申し出下さい。

参考事項

積載型クレーン等の移動式クレーンの運転者は同一人が同時に玉掛け作業も行うので、玉掛け技能講習修了の資格は必須のものとなっています。両資格の取得についてご配慮をお願いします。なお、玉掛け技能講習の受講は、当支部「定期開催」をご利用下さい。

小型移動式クレーン運転技能講習受講申込書

受講希望日		第1日		月	日	※番号		<p>写真貼付欄 (縦3cm 横2.4cm)</p> <ul style="list-style-type: none"> 正面・無帽 上三分身(胸から上) 無背景 裏面に氏名記入 髪が目にかかるものは不可
ふりがな					生年	昭和	年	
氏名					月日	平成	月	
旧姓又は通称名等の併記の希望及び旧姓等			<input type="checkbox"/> 希望あり <u>旧姓又は通称名</u> 併記希望の場合はレ点を付し併記希望する旧姓・通称名等を記入の上、必要な添付書類を提出してください。(最終ページ貼付欄参照)					
現住所	<u>〒</u> —					TEL ()	—	
						FAX ()	—	
勤務先	名称							
	所在地	<u>〒</u> —			TEL ()	—		
申込担当者氏名			所属課名					

受講科目の一部免除申請欄 右の資格経験者は、該当箇所を丸で囲み写しを裏面に貼付すること。 ⑥の経験期間について事業主の証明を受けること。	資 格 経 験		免 除 科 目	
	① 運転士免許者（クレーン、デリック、揚貨装置） ② 技能講習修了者（床上操作式クレーン、玉掛け）		力学に関する知識及び合図	
	③ 建設機械施工技術検定1級技術検定合格者のうち実地試験選択種別該当者（ショベル系建設機械、基礎工事用建設機械） ④ 同2級技術検定合格者（第2種、第6種） ⑤ 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習修了者		原動機及び電気に関する知識	
	⑥ 特別教育修了者であって修了後6カ月以上の当該業務経験者（クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置、玉掛け）		合 図	
	⑥ の 証 明 欄	⑥欄の経験期間の通り相違ない 年 月 日 受講者雇用開始年月日 年 月 日 事業所住所 事業所名 代表者名 (印)		
		受講料振込予定日 (月 日) 振込金額 (円) ※振込以外をご希望の場合はご連絡ください。		

※は記入しないこと。この用紙は必要によりコピーしてご使用下さい

※ 月 日 領收￥

年 月 日

一般社団法人 日本クレーン協会東中四国支部 殿

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会支部が責任をもって管理し、以下の情報提供に使用することがあります。

① (一社)日本クレーン協会本部、法律に基づく機関 ②JFE スチール(株)西日本製鉄所(入門手続きに必要な範囲に限る)

本人確認書類・修了証写等貼付欄

① 本人確認書類（A～Eのうちいずれか1つ）

本人確認に必要な 住所、氏名、生年月日を証明する書面の写しを提出して下さい。

- A. 運転免許証
- B. 各資格証（技能講習修了証等（フォークリフト、高所作業車など））
- C. 住民票
- D. パスポート
- E. マイナンバーカード

※旧姓・通称名併記を希望する方は、

旧姓・通称名が確認できる自動車運転免許証、住民票、戸籍謄本のいずれかの写しを提出してください。

② 受講科目一部免除申請者は、必要な修了証の写

申込書提出時に修了証等写しをこの欄に貼付し、受講初日に原本をお持ち下さい。

修了科目がわかるよう表紙の写も貼付して下さい。

例えば、クレーン運転士免許証

床上操作式クレーン運転技能講習修了証、玉掛け技能講習修了証 など

【注意事項】

受講初日の1営業日前の午前中までに連絡がある場合に限り、返金及び日程変更の対応を致します。

- ・返金は事務手数料1,100円+振込手数料を差し引いた額を返金します。
- ・日程変更については、1回に限り開催年度内の変更となります。